



①住基カード、電子証明書の更新を行わなかった場合



住基カード、電子証明書それぞれ有効期限満了日までご利用いただけますが、平成28年1月以降の更新手続き、新規発行は出来ません。

(例) 住基カードの有効期限	平成28年7月1日		平成28年7月2日失効
電子証明書の有効期限	平成28年3月6日		平成28年3月7日失効

それぞれの有効期限までご利用いただけます。

電子証明書は有効期限の満了した平成28年3月7日以降は、ご利用できません。

住基カード用の電子証明書の発行が平成27年12月22日で終了しているため、電子証明書の新規発行・更新手続きは出来ません。

住基カードの有効期限が切れた平成28年7月2日以降は、ご利用できません。

住基カードの発行が平成27年12月28日で終了しているため、住基カードの新規発行・更新手続きは出来ません。

各手続き等に必要となる方は、個人番号カード発行の申請をしていただく必要があります。